

7・8世紀日本の地域問題

服部 昌之

- I. はじめに
- II. 宮都と畿内
- III. 隼人国と南九州地方
- IV. 蝦夷国と東北地方
- V. 東国・坂東・軍役国
- VI. おわりに

I. はじめに

7・8世紀の日本は、政治的に激動する東アジア世界にあって、6世紀以来の国内にかかえる諸問題を解決し、国際的な緊張に対応するため、推古朝、孝徳・天智朝、天武・持統朝において、政治改革を相ついで行い、唐律令法を国情に合わせて継受することを国制の基本とする律令国家を形成し、確立した。律令国家の基礎をなすのは公地公民制と官僚制である。全国の農地を収公して国家の支配下に置き、人民を一律に公民として居住地に従って編戸して戸籍をつくり、一定の農地の占有と用益を保証するとともに、統一的な租税の負担を課する。この公地公民制を実現し維持するため、中央と地方にわたる組織的な行政機構、京・畿内・七道と国郡里制を整備し、中央と地方の官僚制の組織を作った。日本における最初の統一国家体制の成立である。

こうした律令体制下の日本において、その内部にどのような地域問題があったのかを考えてみたい。ここでの地域問題とは地域構造といいかえてもよい課題であり、具体的には古代日本の中心地域である宮都と畿内、外縁

地域である南九州地方と東北地方、および東国・坂東といった諸地域をどのように理解するのか、またそれらの諸地域においてどのような問題性を見出せるのかということである。こうした地域問題を、7世紀中葉から8世紀にかけての政治状況のなかで、主として文献史料に基づいて考えてみたい。もちろんそれぞれの地域問題については、多様な検討課題があるが、ここではそれぞれの地域の政治状況に焦点を合わせて、概略的な把握を提示することとする。

その前に古代日本の人口と人口構成を確認してみよう。この時期の人口については、澤田吾一による奈良時代の人口の推計が著名で、戸籍断簡による郷別平均人口を和名抄の全国郷数に掛ける方法と、諸国の出挙稲数による推算によって、良民人口を約560万(安全な概数としては500~600万)とした¹⁾。この数値は、近年鎌田元一が茨城県鹿の子C遺跡漆紙文書によって算出した常陸国総人口22万4000~24万4000人、それを基礎にして推定し

表1 京・畿内の氏族

類別	氏族数	割合(%)
皇別	335	28.3
神別	404	34.2
諸蕃	326	27.6
未定雑姓	117	9.9
(うち諸蕃系)	(48)	(4.0)
計	1182	100.0

※氏族数は佐伯有清による

た奈良末～平安初期の全国総人口540～590万人²⁾とほぼ合致している。

この全国総人口はどのような構成であったのか。表1は、佐伯有清『新撰姓氏録の研究研究編』にしたがって、弘仁6年(815)成立の姓氏録に記載された平安京と畿内の氏族1182の内訳³⁾を示し、割合を百分比で記した。この氏族のなかで諸蕃とされるのは、唐・百済・新羅・高句麗・任那などの中国・朝鮮系の渡来氏族であり、未定雑姓のなかに含まれている諸蕃系氏族を加えると31.8%にのぼる。この京・畿内の氏族の内訳は、京と畿内在住の有力氏族のみの数値であり、その内訳が京・畿内の総人口や全国総人口にあてはまるものではないが、仮にその内訳を全国に適用すれば、総人口560万人のうち179万人が諸蕃系、すなわち中国・朝鮮半島からの渡来人ということになる。この数値はあくまで仮定のものにすぎないが、この時期の日本が、多様な渡来人が数多く居住する多民族国家であったことは確かである。

しかし日本列島には、列島外から渡来した民族集団以外に、夷狄と一括して呼ばれた民族集団である蝦夷・隼人・南島人が居住していた。蝦夷・隼人・南島人を民族集団としたのは、表3の史料24に訳語人があるように、異なる言語文化を蝦夷・隼人が有しているからである。また『旧唐書』倭国日本伝によれば、倭国・日本国には「東界北界は大山ありて限りをなし、山外は即ち毛人の国なり」とあり、この蝦夷の毛人国は、『日本書紀』によれば後述の如く蝦夷国と呼ばれている。さらに『新唐書』東夷伝日本には、「其の東海島中にまた邪古・波邪・多尼の三小王あり」とある。遣唐使が対外的に、日本国の周辺には蝦夷国・隼人国・多弥国・掖玖国の4つの国があると述べているのは注目に値する。

II. 宮都と畿内

古代日本には畿内という地方行政区画が存

在した。畿内は畿外・外国(とつくに)に対して内国(うちつくに)とも呼ばれたが、畿内の用語自体は宮都の近傍を意味する地域名称である。その範囲は、大倭・河内・摂津・山背の4国であり、和泉国が河内国より天平宝字元年(757)に分立してからは5国となった。また畿内の成立期には、『日本書紀』大化改新詔其二⁴⁾に「初めて京師を修め、畿内・国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、鈴契を造り、山河を定めよ(中略)。凡そ畿内は、東は名壑の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭狭波の合坂山より以来を、畿内国とす」とあり、畿内国の範囲が四至によって定められていた。

この畿内国ないし畿内という広域行政区画の地域性をどうみるかについては、古代国家の本質にかかわる問題として、古代史学では活発な議論が重ねられてきた。それは主として、畿内は国家が直接人民を支配する地域、畿外は在地首長が畿内政権に服属する地域という二重の地域支配構造が、大化前代から律令制下を通して存在したとみる畿内政権論⁵⁾と、それを批判する見解⁶⁾である。また畿内政権論における畿内は、中国の畿内制とは異なる日本独自の制度で、大化以前の支配構造上の畿内・畿外という二重性が制度化したとみるのに対し、その批判説では日本の畿内制度を中国畿内制と同一視する見解となる。しかし、最近吉川聡が「畿内と古代国家」を論じ、畿内政権論の重要な論拠となっている次の2点、畿内における負担体系の特殊性に基づいて畿内・畿外の支配構造の二重性を導き出すことと、畿内は大化前代からの中央豪族(貴族)の本拠地としての性格をもつことのいずれをも否定した⁷⁾。したがって、筆者はこの吉川聡の見解を受けて、畿内政権論は成立しないと理解する。

畿内は中国の畿内制をモデルとして、孝徳朝段階で初めて成立した行政制度であり、そ

これは宮都の所在と関連して宮都周辺を国家の直轄地とした広域行政区域であると考えられる。この国家の直轄地ということは、畿内人が宮都に官人などの労働力や日常的な物資を供給するなど、宮都の運営を直接的・日常的に支えていたこと、統治の側面では畿内人は課役が減免されていたこと、畿外では国司に委ねられる土地施策・勸農事業、例えば班田・用水・水害対策などの諸施策が、畿内では京から使者が派遣されており、中央政府の関与が直接的であることなどから導き出されるものである。公地制の基本となる班田制について補足すると、持統6年(692)における最初の本格的な班田制施行時に、「班田大夫等を四畿内に遣す」⁸⁾とあり、また天平元年(729)「京と畿内との班田司を任す」⁹⁾、天平14年(742)「左右京と畿内との班田使を任す」¹⁰⁾ともあって、畿内に限って班田長官以下の官人が任命され、国家の直営事業としていたことが知られる。

なお日中畿内制の比較において、中国の畿内は軍事的性格が強く、外敵から首都を防衛するための強力な関によって囲まれていたのに対し、日本では軍事上重要視された三関は近江国境にあって畿内制との関連が認め難く、「軍事的側面もない訳ではないがかなり稀薄である」とされている¹¹⁾が、これはあたらな。既に佐々木高弘が畿内の四至の防禦地点としての性格を論述し、関塞の存在の可能性を指摘している¹²⁾。その所説は妥当であり、佐々木が畿内四至における関塞の存在を間接的に示すとして列記した史料の他に、近江の狭狹

波合坂山に関して、延暦14年(795)に「近江国相坂割を廃す」¹³⁾とあって、この年まで合坂山の関塞が存続していたことが記録されていることを追加できる。したがって、こうした畿内四至の防禦的施設の存在から、日本の畿内制は中国の畿内制と同様に軍事的性格が強いという理解に導かれる。なお四至による畿内制から四畿内への領域変更は、国境が画定されて国制が整備された天武朝の時期と考えられる。

広域行政区画としての畿内のなかで、7世紀中葉から8世紀にかけての大和は、天平9年(737)の大倭国から大養徳国への改称に象徴されているように、天皇の直接統治の場である宮都の所在地として、宮都に準ずる地ないし宮都そのものとみなされる特別な行政区であったと解される。その根拠の一つは、大和と河内との境界地において、天智6年(667)に「倭国高安城」が築城され¹⁴⁾、また天武8年(679)龍田山・大坂山に関が置かれた¹⁵⁾ことである。前者は白村江の敗戦、後者は壬申の乱をうけて、ともに倭京を中心とする大和を外敵から防禦するために設けられた軍事施設であり、大和の地の政治的な特殊性を示している。もう一つの根拠は、班田制施行にみられる大和の特殊性である。この班田制については、畿内は畿外と違って国家の直営事業として行われたことは前述したが、この畿内における班田を担当した畿内班田使について、天平勝宝7年(755)班田司歴名¹⁶⁾と延暦5年(786)畿内班田使¹⁷⁾を対比したのが表2である。延暦5年の畿内班田使は、山背、河内・

表2 畿内班田使

天平勝宝7年(755)班田司歴名	延暦5年(786)畿内班田使
左 : 准判官1人, 算師4人, 史生10人	大和国班田左長官正四位上神王, 次官
右 : 准判官1人, 算師4人, 史生10人	右長官従四位上佐伯久良麻呂, 次官
山代: 准判官1人, 算師4人, 史生6人	山背長官従四位下志濃王, 次官
河内: 准判官2人, 算師4人, 史生10人	河内和泉長官従四位下巨勢苗麻呂, 次官
津 : 算師4人, 史生10人	摂津長官従四位上和氣清麻呂, 次官

和泉、摂津では長官・次官（次官名は表2では省略した）が任命されているのに対し、大和国では左長官・次官と右長官・次官が別々に任命されて、それぞれ山背等と同じく判官2人・主典2人が付せられている。天平勝宝7年の班田司歴名は、長官・次官等については不明であるが、班田の実務担当者である准判官・算師・史生合計75人の名前を記しているので、表2の通り派遣地別に整理すると、山代・河内・津とともに左・右がみえるのに注意される。この左・右が大和国であることは右欄の延暦5年の事例から確かであり、さらに、前引した天平元年「京と畿内の班田司」、天平14年「左右京と畿内の班田使」の文言からして、京および左右京に相当することも明白である。平城京域に班田対象地が皆無であったとは思われないが、京ないし左右京班田使が大和国班田を担当していたのは確かであり、左京班田使が朱雀大路＝下ツ道より東側の路東条里を、右京班田使が西側の路西条里を担当したことになる。班田制における大和は、左右京とみなされていたのである。

Ⅲ. 隼人国と南九州地方

表3は、7世紀から8世紀にかけての南九州地方に関する記事を、正史のなかから抜粋し年代順に並べたものである。このうちの大武・持統朝は、藤原京造営、浄御原令制定、国制編成で代表されるように、中央集権的国家体制が形成される時期であるが、この頃に隼人の朝貢、誅奉上、饗応、賜姓、使人派遣、仏教弘布などの記事が重なっている。このうち朝貢とは、古代王権が周辺の「化外国」との服属関係を維持・強化する方策で、王権による隼人の支配、隼人の王権への服属を示すが、表3の史料5・6において隼人を大隅隼人・阿多隼人と二つに分けていることに注意される。大隅は後の大隅国南部の大隅半島の一部、阿多は後の薩摩国南部の薩摩半島の一部であり、この段階での朝貢・服属は、隼人

国の一部に限定されていたと考えられる。

しかし、中央政権による南九州・南島地方への版図拡大の意志は、表3の史料3・4にみられるように明白であり、隼人国の南に位置する多禰島¹⁸⁾にまず支配の手を伸ばして南九州地方支配の拠点にし、次いで文武朝に入ると国覓使を派遣している。この務広式文忌寸博士等の国覓使一行は「戎器」を携行しており、武力行使による領土獲得を目的としていた。表3の史料9にみえる三野城と稻積城については、北九州に求める説¹⁹⁾もあるが、『和名抄』の日向国児湯郡三納郷と大隅国桑原郡稻積郷にあてる説²⁰⁾が妥当であろう。その2城の位置は、後の日向国の国府と大隅国府に近接しており、中央政権の隼人国侵略の拠点となったのである。

こうした律令国家による南九州地方における支配地拡大の動きに対し、隼人側の反撃が700年と702年の二度にまたがって記録されている。700年の場合は薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君梟、助督衣君互自美、肝属難波等が、肥人等を従えて武力襲撃にでて、覓国使刑部真木一行を剽却した。この時の隼人側の中心人物に衣評督・助督という官職名がみられるのは、薩摩半島南端の後の薩摩国額娃郡付近に、隼人の部族的集団性を保持したまま飛地的に建評されていたことを示し、後の隼人郡の前身が形成されていたものと解される。その翌々年には薩摩・多禰両地方にまたがる大規模な組織的抗戦が起り、中央から征討軍が派遣されるとともに、抗争の場となった薩摩地方に城柵を建置し兵士を駐屯させるという軍事支配体制がとられた。

その結果として、薩摩国と多禰島の地方行政組織が和銅2年(709)までに確立し、つづいて和銅6年(713)日向国南部の肝坏・贈於・大隅・始羅の4郡を大隅国として独立させた。この大隅国建置は軍事行動を伴ったことが、その3ヶ月後に「今、隼の賊を討つ將軍、并せて士卒等、戦陣に功有る者一千二百八十余

表3 南九州関係記事

番号	年 月	記 事 内 容	出典
1	推古24年(616) 7月	掖玖人20口来朝	書紀
2	斉明1年(655)	蝦夷・隼人, 衆を率て内属	書紀
3	天武8年(679) 11月	大使・小使等を多弥島へ派遣	書紀
4	天武10年(681) 8月	多弥島派遣の使人等, 多弥国の図を貢	書紀
5	天武11年(682) 7月	隼人多に来り方物を貢。大隅隼人・阿多隼人, 多弥人・掖玖人・阿麻弥人	書紀
6	持統1年(687) 5月	隼人大隅・阿多の魁師, 衆を領いて天武殯宮で誅	書紀
7	文武2年(698) 4月	務広式文忌寸博士等8人を南島に遣して国を覓む	統紀
8	文武3年(699) 7月	多弥・夜久・奄美・度感等の, 朝幸に従いて来りて方物を貢	統紀
9	文武3年(699) 12月	大宰府をして三野・稲積の2城を修	統紀
10	文武4年(700) 6月	薩末比売・久売・波豆, 衣評督衣君梶, 助督衣君互自美, また, 肝衝難波, 肥人等を従へて, 兵を持ちて覓国使刑部真木等を剽却。竺志惣領に勅して, 犯に准へて決罰	統紀
11	大宝2年(702) 4月	筑紫7国と越後国に采女・兵衛を簡点して貢	統紀
12	大宝2年(702) 8月	薩摩・多弥, 化を隔てて逆命, 兵を発し征討。戸を校べ, 吏を置く	統紀
13	大宝2年(702) 10月	唱更国司等(今の薩摩国)言, 国内の要害の地に柵を建てて, 戍を置きて守らむ	統紀
14	和銅2年(709) 6月	薩摩・多弥の両国司と国師僧等	統紀
15	和銅2年(709) 10月	薩摩隼人, 郡司以下188人入朝(隼人の定期朝貢と大替隼人の制度開始, 延暦12年(793)まで)	統紀
16	和銅3年(710) 1月	日向国, 采女, 薩摩国, 舍人を貢。日向の隼人曾君若俗を教へ諭して聖化に馴れ服はしむ	統紀
17	和銅6年(713) 4月	日向国の肝坏・贈於・大隅・始羅の4郡を割き, 大隅国を置	統紀
18	和銅6年(713) 7月	隼の賊を討つ將軍・士卒等有功者1280余人に授勲	統紀
19	和銅7年(714) 3月	隼人, 昏荒野心, 憲法に習わず。豊前国の民200戸を移し, 相勧導	統紀
20	和銅7年(714) 4月	多弥島に印一面を給	統紀
21	霊龜1年(715) 1月	南島の奄美・夜久・度感・信覚・球美等来期し方物を貢	統紀
22	養老4年(720) 2月	大宰府奏言, 隼人反きて大隅国守陽候史麻呂を殺	統紀
23	養老5年(721) 12月	薩摩国, 人稀にして地多し, 便に随いて并合	統紀
24	養老6年(722) 4月	陸奥の蝦夷, 大隅・薩摩の隼人等を征討せし將軍已下と, 有功の蝦夷, 詔語の人に授勲位	統紀
25	天平2年(730) 3月	大宰府言, 大隅・薩摩両国百姓, 国を建ててより以来, 曾て田を班たず。その有てる田は悉く墾田なり。相承けて佃ることを為して, 改め動かすことを願わず。もし班授に従はば, 恐らくは喧しく訴ふること多けむと。旧に随いて動かさず。各, 自ら佃らしむ	統紀
26	天平勝宝7年(755) 5月	大隅国菱苅村の浮浪930余人言, 郡家を建	統紀
27	天平神護2年(766) 6月	日向・大隅・薩摩の3国大風, 桑・麻損尽, 柵戸の調・庸を収むることなし	統紀
28	延暦19年(800) 12月	大隅・薩摩両国, 百姓の墾田を収め, 口分を授く	類聚国史
29	天長1年(824) 9月	多弥島を停めて大隅につく。能満を馭謨に合し, 益教を熊毛に合して, 4郡を2郡	三代格

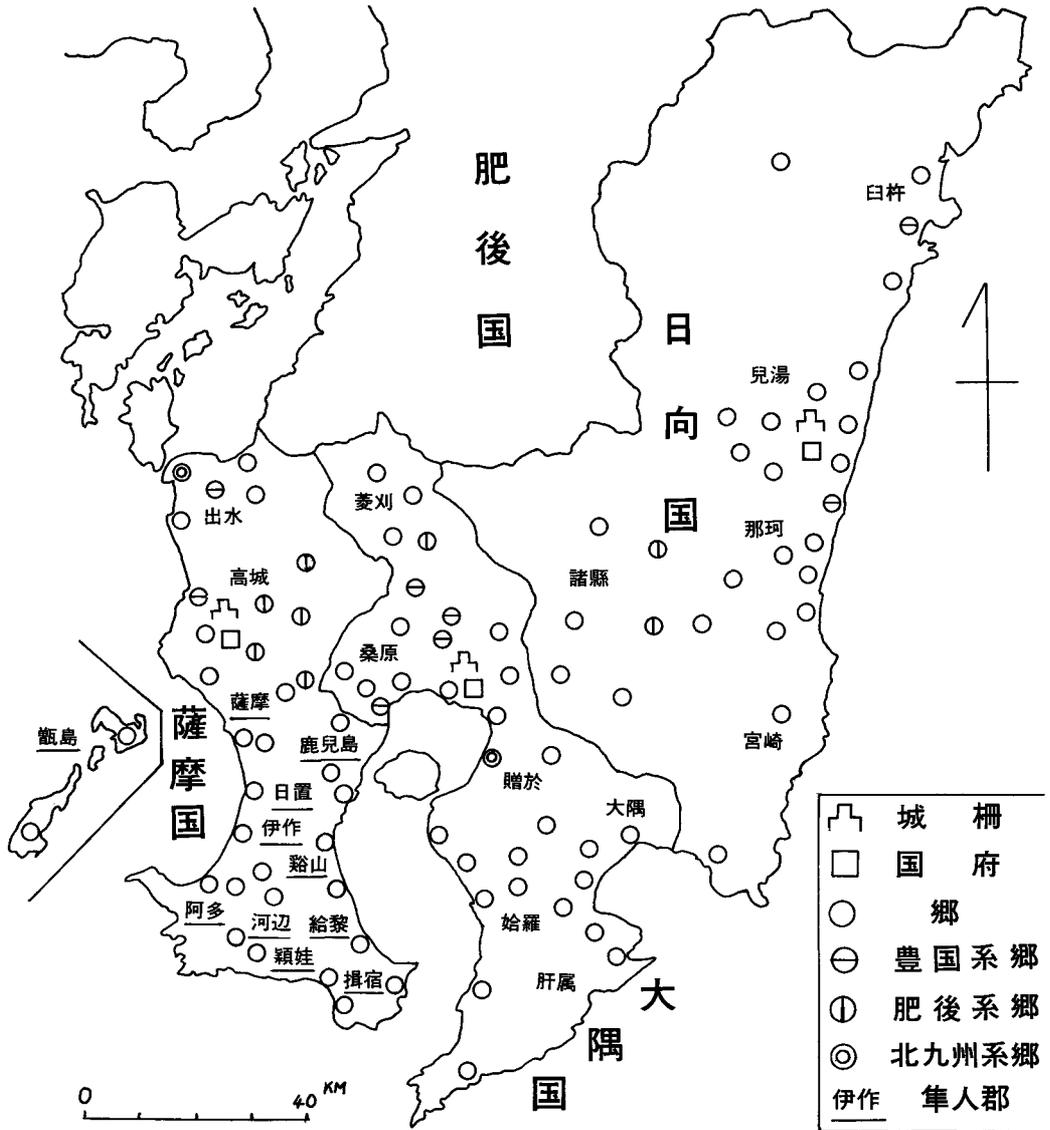


図1 南九州の郡・郷

人に、並に勞に随ひて勲を授くべし²¹⁾と記されていることから推測される。さらにその7年後にも隼人の大規模な反撃があり、大隅国守陽候史麻呂を殺害するに至る。この反乱は「酋師」という用語²²⁾があるところから隼人の部族集団をあげての組織的な戦闘であったことが判明するが、中村明蔵が明らかにしているように、702年・713年・720年の隼人の乱が

いずれも造籍年かその準備期間に入る前年に起こっている²³⁾。造籍は律令国家地方支配の根拠であり、702年の史料12に薩摩・多禰において「戸を校べ吏を置く」とあって、唱更国司の任命とともに造籍が初めて強行されたことが知られるが、720年の大隅国守殺害は、国司支配の中心をなす造籍に対する隼人側の反対運動であり、律令国家支配体制そのものに対

する抵抗とみられる。しかし、大伴旅人を征隼人持節大將軍、笠御室・巨勢真人を副將軍とする大軍隊が派遣され、斬首・獲虜1400余人にのぼる制圧をうけた。これ以後隼人の武装蜂起は記録されていない。

713年と720年との間に、表3史料19にあげたように、「隼人、昏荒野心にして、憲法に習わず」とし、豊前国から柵戸の民200戸が送りこまれ、隼人地支配の拠点づくりが行われている。柵戸の集団移民について、薩摩国高城郡の合志・飽田・字土・託万の4郷が、「肥後に同名の郡あり」「肥後移民の故蹟と想はる」と、吉田東伍が早く注目している²⁴⁾。そこで改めて『和名抄』によって薩摩・大隅・日向3国の郷名をみると、北九州・中九州の国郡郷名と一致する事例が多く認められるので、図1に示した。九州北部・中部から南九州への集団移民は、714年の豊前国民200戸以外にも多く行われたとみなければならない。集団移民が想定される郷が多く分布するのは、薩摩国では北部の高城・出水郡、大隅国では桑原郡で、ともに国府・城柵の所在地ないしその近傍郡であることに注目される（高城郡もその郡名から城柵の存在を想定した）。このことは、柵戸集団移民が隼人地における律令国家支配の拠点地確保にあったことを物語っている。ただし、日向国では国府と三野城が設置された児湯郡に集中分布という傾向は認められないが、日向国でも薩摩・大隅とともに8世紀後半にあっても柵戸制が継承されていたことが、表3史料27にて知られる。また養老職員令によると、日向・薩摩・大隅3国の国守はともに隼人地にあるため、他の国守と同じ祠社・戸口簿帳などの職掌の他に、鎮桿・防守と蕃客・帰化を担当することが義務となっている。とくに外敵と国内の隼人を対象とした鎮桿・防守という軍事が国守の職掌となっていて、それは柵戸制とともに薩摩・大隅・日向が共通の軍事体制下におかれていたことを示している。

以上検討してきたことを通して、7世紀末から8世紀初頭にかけて、南九州の隼人国に対する律令国家の支配が軍事を伴いながら強引に進められ、薩摩国・大隅国・多禰島の行政組織が編成されることになるが、8世紀後半に至るも城柵・戌・柵戸という軍事支配体制が維持されたところに、南九州の地域性の特徴を見出すことができる。

次に、南九州のもう一つの地域的特性は、郡里（郷）制と公地公民制が貫徹されず、朝貢服属制が8世紀末まで存続したことに求められる。そのように考えるのは、まず薩摩では出水・高城2郡を除く11郡が隼人郡（隼人11郡）という特異性をもつことである。隼人11郡については井上辰雄が天平8年（736）の薩摩国正税帳の分析によって指摘したものの²⁵⁾で、隼人の族長を中心にした部族集団によって郡が編成され、規模の小さい郡が多く、なかには1郡1郷のものもあるというのである。確かに『和名抄』をみると、隼人11郡は、阿多郡4郷、薩摩・日置・鹿児島郡各3郷、甕島・河辺・穎娃・谿山郡各2郷、伊作・揖宿・給黎郡各1郷となっているが、甕島郡は「管々」「甕島」の郷名からみて、元来は甕島郷のみであろう。また、表4は養老・天平頃と考えられている『律書残篇』²⁶⁾と『和名抄』を対比したもののだが、両者の間で薩摩国の郡数は同

表4 西海道諸国の郡・郷数と田積

国	律書残篇		和名抄		和名抄田積 (町)
	郡数	郷数	郡数	郷数	
筑前国	—	—	15	105	18500余
筑後国	10	70	10	54	12800余
肥前国	11	70	11	45	13900余
肥後国	13	106	14	99	23500余
豊前国	8	50	8	43	13200余
豊後国	8	40	8	42	7500余
日向国	5	26	5	28	4800余
大隅国	5	19	8	37	4800余
薩摩国	13	25	13	35	4800余
老岐島	—	—	2	13	620
対馬島	—	—	2	9	428

一であるのに、郷数は25郷と35郷で10郷の差がある。したがって、『律書残篇』段階では隼人11郡の過半数が1郡1郷であったとみられる。

2里(郷)以上で郡を編成するという令の規定に合わない郡の存在は、「隼人郡」という名称とともに薩摩国の地方行政組織の特異性をよく示している。これと関連するのが表3史料23の「薩摩国、人希にして(地)多し、便に随ひて并合す」の記事である。この文言の解釈は難しいが、郡里(郷)の編成にあたって50戸で1里(郷)、2里(郷)以上で1郡を構成するという規定にとらわれず、人口が少なく広い土地に隼人の部族集団が散在するという薩摩国の地域状況に合わせて、便宜的に進められた。その郡里編成が戸令の規定にはずれるので、薩摩国側から中央政府に認可を求め、正史に記録されたのではなかろうか。薩摩国の郡の領域と境界がはっきりせず、郷の所在も今日不詳なケースが多いのは、郡里(郷)編成当初のこうした特殊な事情を反映したものでなかろうか。

次に公地公民制についてであるが、隼人地における編戸・造籍が難航したことは前述したが、表3史料25にみえるように薩摩・大隅国における班田制が天平2年(730)時点で実施できず、史料28のように8世紀の最後の年延暦19年(800)になってやっと墾田を収公し口分田を班給できたのである。国制施行後にあっても隼人は祖先以来の耕作地をそのまま墾田として所有し、収公・班給という班田収授制を拒否しつづけたことは注目に値する。したがって表4における和名抄田積が、日向国・大隅国・薩摩国において同一の数字4800余町となっているのは、班田制導入が遅れて800年に施行された後も徹底できず、国衙の田籍上は3国同一の数字とせざるを得なかった隼人国3国の特殊性を明瞭に示しているものと解釈できる。

班田制が未実施で租の賦課が難しい隼人国

では、その代償として朝貢服属制が課せられていた。隼人の朝貢は天武朝にみられるが、表3史料15の通り和銅2年(709)以後に郡司に率いられた隼人集団が定期的に上京して調物を買し、一定期間在京して畿内在住隼人とともに、風俗歌舞奉上・元日朝儀・殯宮儀礼などの服属儀礼に従事することが強要されたのである。こうした定期朝貢が廃止されるのは、薩摩・大隅に班田制施行をみた翌年のことであり、この時点で南九州に初めて公地公民制が実現したことになる。

IV. 蝦夷国と東北地方

7世紀の東北地方は、大和政権側から蝦夷国²⁷⁾と呼ばれていた。しかしこの蝦夷国は、齊明紀の引用する伊吉連博徳書によれば、都加留・鹿蝦夷・熟蝦夷の3区分が記されているように、その内部に地域的多様性を有していた。7世紀中葉における蝦夷国の範囲は、日本海側では後の越後国北東部(下越地方)から北、太平洋側では仙台平野北部から北へ、北海道に至るものであった。

律令国家の蝦夷国に対する軍事的侵略は、大化のクーデターの直後の647年・648年、越国の北東部に淳足・磐舟柵を造営し柵戸を置いたことに始まる。この城柵設置は「蝦夷に備ふ」と明記されており、「越国の鼠、昼夜相連りて、東に向ひて移り去く」²⁸⁾という予兆記事、淳足柵造営時に「老人等、相謂りて曰はく、数年鼠東に向きて行くは、此、柵造る兆かという」²⁹⁾記事から、城柵建設による蝦夷地侵略が国家的関心を集めていたことが知られる。城柵には多数の集団移民を強制的・組織的に移配する柵戸政策がとられたが、その史料も初めてこの2城柵建設に伴って認められ、磐舟柵には越・信濃から移配された。『和名抄』には越後国磐船・沼垂郡に、越前国郡名に由来する坂井・足羽、越中国郡名に由来する利波の3郷があって、柵戸の痕跡をとどめている³⁰⁾。

磐舟柵造営の10年後の658年から660年にかけて、越国守阿倍比羅夫の大船団による北征が行われる。この時、齋田・淳代・津軽・渡島・胆振鉏・問菟の蝦夷と肅慎の服属が記され、津軽・淳代・齋田・後方羊蹄の蝦夷郡が設置された。この北征の実態については明確ではないが、この北征に先立って642年に「越の辺の蝦夷、数千内付」³¹⁾、655年に北(越)・東(陸奥)蝦夷の難波における饗給と柵養蝦夷・津刈蝦夷の冠位授与³²⁾がみえるところから、早く服属していた津軽を拠点とした貢納的支配の拡大が図られたものと考えられる。肅慎は蝦夷と別な民族集団であるが、現在の秋田県中部・北部、青森県東部から北海道南東部が、越からの海路によって貢納地となったのである。この時期の北征は『日本書紀』が北辺(越)と記しているが、東辺の陸奥側においても、陸奥国優嗜曇郡の城柵が持統紀にみえ³³⁾、659年に道奥国司が越国司とともに位階授与³⁴⁾を受けているので、陸奥側においても城柵建置と東征が行われたと考えなければならない。

律令国家体制が確立した後の和銅2年(709)の「征夷」は、東海・東山・北陸道の10国から兵士を徴発し、陸奥鎮東將軍・征越後蝦夷將軍を任命し、節刀を授けている。軍事専任官の派遣による国家的規模の軍事的侵略行動で、明らかに7世紀中葉段階の北征と異なる。これに先立って出羽柵・征狄所が設けられており³⁵⁾、越後国に出羽郡が建置されていた³⁶⁾が、軍事行動の3年後には出羽国が新置され、陸奥国最上・置賜2郡を出羽国へ分属させ、尾張・上野等の国民200戸を出羽柵戸に配している。この出羽国新置にあたって「国を建て疆を辟くことは、武功の貴ぶるところなり」³⁷⁾とあり、軍事行動の目的が新領土獲得による国郡制支配の拡大にあったことが知られる。この時期に陸奥国に丹取郡が新設され、香河村と問村に蝦夷郡が建てられた。

こうした東北地方における律令国家の国郡

制支配の拡大と強化に対し、蝦夷側は組織的反撃を加え、養老4年(720)には陸奥按察使上毛野広人を殺害し、神亀元年(724)には陸奥国大掾佐伯兒屋麻呂を殺している。いずれも天皇の政治的權威を失墜させる重大事であり、征夷軍が派遣された。つづいて天平9年(737)には持節大使兵部卿藤原麻呂等が発遣され、陸奥按察使大野東人が陸奥国より出羽柵(天平5年秋田村高清水岡に遷置、後の秋田城)への直路を開通させようとしたが失敗した。しかし、この時期には古代東北の政治・軍事拠点としての多賀城が造営されたのを始め、玉造柵・新田柵・牡鹿柵・色麻柵が登場している。

弘仁2年(811)征夷將軍文屋綿麻呂が「宝亀五年より当年に至る惣べて卅八歳。辺寇屢動き警口絶ゆること無し」³⁸⁾と述べた38年戦争は、律令国家と蝦夷の全面戦争であった。それは宝亀5年(774)の海道蝦夷による桃生城攻撃に始まり、戦闘は陸奥国の山海両道から出羽国へと拡大し、蝦夷国の拠点である臈澤が攻防の中心となった。宝亀11年(780)には律令国家側に入っていた有力な蝦夷首長の多くが離反し、按察使紀広純・牡鹿郡大領道嶋大楯等を殺害し、多賀城を焼打ちにし、出羽側にあっても秋田城維持が困難となるという深刻な事態となった。

この38年戦争の起因は、8世紀後半に入ってから桃生城・雄勝城の造営、多賀城・秋田城の大改修、伊治城の建設、栗原郡と出羽国雄勝・平鹿郡の建郡と続いて、律令国家が新しく進めた強引な積極政策にあったと考えられる。この38年戦争は北上川流域における征夷軍の大規模な侵略行動を伴って9世紀に入り、弘仁2年(811)にやっと終息した。

以上7世紀中葉から9世紀初頭までの蝦夷国と律令国家との関係を、律令国家側の軍事侵略・城柵建設・国郡制支配の進展を中心にみてきたが、その間表5に示したように、坂東諸国を中心に東海・東山・北陸道の諸国が

表5 東北へ送られた兵士と武器・軍需物資

番号	年 月	記 事 内 容	出典
1	和銅2年(709)3月	遠江・駿河・甲斐・常陸・信濃・上野・陸奥・越前・越中・越後：兵士徴発，陸奥・越後へ	続紀
2	和銅2年(709)7月	越前・越中・越後・佐渡：船100隻征狄所へ	続紀
3	神亀1年(724)4月	7道諸国：軍器(幕・斧等)製造	続紀
4	神亀1年(724)4月	坂東9国：兵士3万人軍事訓練，綵帛200疋・綿1000疋・綿6000屯・布1万端を陸奥鎮所へ	続紀
5	天平9年(737)4月	常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野：騎兵1000人，陸奥へ	続紀
6	天平宝字2年(758)12月	坂東：騎兵・鎮兵・役夫・夷俘徴発，桃生城・小勝柵造営	続紀
7	天平宝字3年(759)9月	相模・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野7国：軍士兵器を雄勝・桃生2城に貯蔵	続紀
8	天平宝字3年(759)11月	坂東8国：陸奥救援のため国別2000人以下の兵士差発	続紀
9	宝亀5年(774)8月	坂東8国：陸奥の危急のため国別2000～500の援兵差発の準備	続紀
10	宝亀6年(775)10月	相模・武蔵・上野・下野：兵士996人出羽国へ発遣	続紀
11	宝亀7年(776)5月	下総・下野・常陸国騎兵：出羽国志波村で戦闘	続紀
12	宝亀7年(776)7月	安房・上総・下総・常陸：船50隻造船，陸奥国へ	続紀
13	宝亀8年(777)5月	相模・武蔵・下総・下野・越後：甲200領を出羽国鎮戍へ	続紀
14	宝亀11年(780)5月	京庫・諸国：甲600領を鎮狄將軍所へ	続紀
15	宝亀11年(780)5月	坂東諸国・能登・越中・越後：糶3万斛を備え危急用	続紀
16	宝亀11年(780)7月	尾張・参河等5国：甲1000領，東海・東山諸国：襖4000領，坂東：軍士調発，下総：糶6000斛・常陸：10,000斛を軍所へ	続紀
17	天応1年(781)2月	相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸：穀10万斛を陸奥軍所へ	続紀
18	延暦7年(788)3月	陸奥国：軍糧3万5000余斛，東海・東山・北陸等国：糶2万3000余斛・塩を陸奥国へ転運，東海・東山・坂東諸国：歩騎5万2800余人を調発，陸奥国多賀城へ	続紀
19	延暦9年(790)3月	東海道駿河以東・東山道信濃以東：革甲2000領，東海相模以東・東山上野以東諸国：糶14万斛	続紀
20	延暦10年(791)10月	東海・東山2道諸国：征箭3万4500余具を作	続紀
21	延暦10年(791)11月	坂東諸国：糶12万余斛	続紀
22	延暦21年(802)1月	越後：米1万6000斛，佐渡：塩120斛，毎年出羽国雄勝城へ	紀略
23	延暦22年(803)2月	越後：米30斛・塩30斛，造志波城所へ	紀略
24	延暦23年(804)1月	武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥：糶1万4315斛・米9685斛を陸奥国小田郡中山柵へ	後紀
25	元慶2年(878)4月	上野・下野：各兵士1000人を出羽国へ	三実
26	元慶2年(878)6月	伊勢・参河・遠江・駿河・甲斐・相模・武蔵・下総・常陸・美濃・信濃：兵士290人，相模：綿1000屯を出羽国へ	三実

表6 東北の柵戸

番号	年 月	記 事 内 容	出典
1	大化3年(647)	淨足柵を造り柵戸を置く	書紀
2	大化4年(648)	磐舟柵を造り越・信濃の民を柵戸に置く	書紀
3	和銅7年(714)10月	尾張・上野・信濃・越後等の国民200戸を出羽の柵戸に配す	統紀
4	靈龜1年(715)5月	相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の富民1000戸を陸奥に配す	統紀
5	靈龜2年(716)9月	信濃・上野・越前・越後4国の百姓各100戸を出羽の柵戸に配す	統紀
6	養老3年(719)7月	東海・東山・北陸3道の民200戸を出羽柵に配す	統紀
7	養老6年(722)8月	諸国の柵戸1000人を簡点し、陸奥鎮所に配す	統紀
8	天平宝字1年(757)4月	不孝・不恭・不友・不順者を陸奥国桃生、出羽國小勝に配す	統紀
9	天平宝字1年(757)7月	橘奈良麻呂の変に加わった百姓を出羽國小勝村の柵戸に移す	統紀
10	天平宝字2年(758)10月	陸奥国浮浪人に桃生柵を造らし、浮宕の徒を柵戸とす	統紀
11	天平宝字3年(759)9月	坂東8国、越前・能登・越後等4国の浮浪人2000人を遷して雄勝柵戸とす	統紀
12	天平宝字4年(760)3月	没官の奴233人・婢277人を雄勝柵に配し良人とす	統紀
13	天平宝字4年(760)10月	陸奥の柵戸百姓、本居の父母・兄弟・妻子を同じ柵戸に貫す	統紀
14	天平宝字4年(760)12月	葉師寺の僧、人を殺し還俗させられ、陸奥国桃生柵戸に配さる	統紀
15	天平宝字6年(762)12月	乞索児100人を陸奥国に配す	統紀
16	天平宝字7年(763)9月	河内国丹比郡の人、母を殺し、出羽國小勝柵戸に配さる	統紀
17	神護景雲1年(767)11月	私鑄錢の人王清磨等40人を出羽国に流す	統紀
18	神護景雲2年(768)12月	陸奥国管内と他国の百姓から伊治・桃生移住者を募る	統紀
19	神護景雲3年(769)1月	天平宝字3年符で浮浪1000人を桃生柵戸に配したが逃亡したので比国の正丁3人以上の200戸を募りたいと陸奥国が言上。しかし太政官は陸奥国・他国を問わず希望者を募れと指示	統紀
20	神護景雲3年(769)2月	坂東8国の百姓で陸奥国桃生・伊治2城へ移住者を募る	統紀
21	神護景雲3年(769)6月	浮宕百姓2500余人を陸奥国伊治村に置く	統紀
22	宝龜7年(776)12月	陸奥国諸郡の百姓で奥郡に戍する者を募る	統紀
23	延暦14年(795)12月	逃亡の軍士340人の死罪を許し、陸奥国柵戸に配す	紀略
24	延暦15年(796)11月	相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等の国民9000人を陸奥国伊治城に遷置	後紀
25	延暦21年(802)1月	駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等国の浪人4000人を陸奥国膽澤城に配す	紀略

ら、兵士・兵器・船舶や軍事物資が東北地方に大量に送りこまれている。また、表6は東北地方への集団移民としての柵戸について史料を整理したものであるが、城柵による軍事的制圧を維持・強化するための軍事移民集団が、組織的・強制的に城柵に配されたのである。この表によれば、8世紀前半で1800戸と1000人が記録されている。1800戸は、50戸1里(郷)として36里に相当する大量移民である。8世紀後半以降では人数は19000人以上にもぼる。正史の記録に洩れている柵戸も相

当数あったものと想像される。こうした大量移民としての柵戸が強制的に割当てられた諸国では、公民の生活と農業生産に大きな打撃を受けたためであろうか、戸単位の移住が人単位に切替えられ、さらに8世紀後半には浮浪人・犯罪者・逃亡兵士を柵戸に配することが実行されるようになり、公民の柵戸は希望者を募る方式に改められている。

したがって北上川下流域と出羽側の地域では、城柵による軍事支配から国郡制支配へと進むなかで、服属した蝦夷と公民としての移

民（柵戸）がその主要な住民を構成することになった。ただし服属した先住民である蝦夷は、本来の部族的集団性を維持する蝦夷と、部族性・集団性を失い個別に服属した俘囚という二つの身分秩序を識別することができる。こうした移民・蝦夷・俘囚の住民のうち、移民中心に編成される郡が辺郡（奥郡・近夷郡）であり、先住民の蝦夷が主体となって編成されるのが蝦夷郡である。近夷郡は城柵による軍事支配と一体化した郡で、黒川以北10郡－黒川・賀美・色麻・富田・玉造・志太・長岡・新田・小田・牡鹿郡－がその代表的なものであり、成立当初の越後国沼垂・磐舟・出羽郡、出羽国の雄勝・平鹿郡も同様であるとみられる。これに対し、蝦夷郡は越蝦夷伊高岐那の郡³⁹⁾、香河村郡・閔村郡⁴⁰⁾や田夷村郡⁴¹⁾であり、田夷村の郡は田夷遠田郡ともみえ、後に遠田郡となった。

こうした奥羽の諸郡について、『和名抄』によって郷編成をみると、柵戸の集団移民を中心に編成された郷と、多数の余戸郷の存在が特徴的である。前者は郷名が東海・東山・北陸道などの諸国の郡郷名と同じであるために柵戸移民に由来すると想定されるもので、陸奥では南部の白河郡・安積郡・行方郡から北部の膽澤郡・江刺郡にいたる諸郡にまたがり、越後・出羽側では、前述したように越後国沼垂郡・磐舟郡から出羽国の村山郡・雄勝郡・平鹿郡・河邊郡にいたる諸郡である。古代東北における郡編成がいかに柵戸移民に依存していたのかをよく物語ってくれる。余戸郷については、陸奥国35郡中18郡に、出羽国10郡中6郡に存在し、その数は他の諸国に比べて特に多いのである。

柵戸移民による郷と多数の余戸郷の存在は、8世紀における陸奥・出羽地方への軍事進出に伴う不安定な地域状況を反映したものと考えねばならない。8世紀前半段階では、「出羽国を建てて已に数年を経れども、吏民少く稀にして、狄徒馴れず」⁴²⁾、「陸奥・筑紫の辺き塞

の民、数烟塵に遇ひて、戎役に疚み勞れり。加以父子死亡に、室家離れ散る」⁴³⁾という状況であり、さらに8世紀後半になっても、前述した38年戦争により、「陸奥国頃年兵乱あって、奥郡の百姓並に未だ来り集らず」⁴⁴⁾、「雄勝・平鹿二郡の百姓、賊の爲めに略せられて、各本業を失して彫弊殊に甚し」⁴⁵⁾とある。また9世紀に入っても、「陸奥・出羽両国は土地曠遠、民居稀少にして、百姓浪人便に隨つて開墾す。国司巡檢して即ち収公に隨えば、是以つて人民散走し、静心ある無し」⁴⁶⁾、「刃寇屢動き警口絶ゆること無し。丁壯老弱、或いは征戍に疲れ、或いは転運に倦む。百姓窮弊し、未だ休息を得ず」⁴⁷⁾とみえる。

これらの文章によって知られる陸奥・出羽地方は、兵乱が相つぎ、居住空間が不安定で、住民の離散がつづくという社会状況であったと解される。例えば宝亀元年(770)に黒川以北10郡の俘囚3920人は、父祖がもと王民であるのに蝦夷の捕虜となり、後に帰服して俘囚となった経歴を述べ、俘囚身分から調庸を輸す公民になりたいと申請している⁴⁸⁾。身分や社会秩序の激変をよく示すエピソードと理解しうる。墾田の収公が進まないことも注目される。したがってこうした状況のもとで、陸奥・出羽両国では郡を建置しても里郷の編成が容易に進まず、9世紀に入って38年戦争後に本格的な郷の編成と定着が進んだものの、50戸に不足する余戸郷を多くの郡で設けざるを得なかったものと推測される。もちろん以上の地域状況は陸奥・出羽全域に共通するものではなく、内部における地域差を考えなければならない。とくに亘理・伊具・信夫郡以南の石城・石背地域と蒲原郡以南の越後国は、国造制から7世紀中葉には評制へ移行して令制国が設置された。また、その地域の北に接する陸奥の宮城・名取・柴田(721年に苜田郡を分置)郡と日本海側の沼垂・磐船・最上・置賜郡とは、7世紀後半には評が設けられたとみられる。したがって、これらの地域は里

(郷)の編成が早く進み定着していたものと考えられる。

V. 東国・坂東・軍役国

律令国家政権中枢部の東国・東人観は、次の二つによく示されている。その一は神護景雲3年(769)の称徳天皇の宣命⁴⁹⁾で、聖武の詔を引用して、「朕が東人に刀授けて侍らしむる事は、汝の近き護りとして護らしめよと念ひてなも在る。是の東人は常に云はく、『額には箭は立つとも背には箭は立たじ』と云ひて君を一つ心を以て護る物そ。此の心知りて汝つかへと勅りたまひし御命を忘れず。此の状悟りて諸の東国の人等謹しまり奉侍れ」とある。天皇・皇嗣の身边護衛のための直属親衛軍であり、授刀舎人あるいは東舎人とも呼ばれている。その二は大伴家持が筑紫へ向う防人を詠んだ歌(『万葉集』巻20, 4331)で、「鶏が鳴く 東男は 出で向い 顧みせずて 勇みたる 猛き軍卒」とある。防人が遠江以东、信濃以东の東国13国から動員される東国防人であったことは、岸俊男の指摘⁵⁰⁾にある通りである。授刀舎人と防人についての天皇・貴族の意識は、東国人は猛き軍兵であり、律令国家の軍事的基盤は東国にあるとするものであった。

以上は8世紀後半段階のものであるが、7世紀中葉から8世紀にかけての内乱・反乱事件において、畿内から東国へ脱出して東国の軍事力を味方につけようとするのが特徴的である。壬申の乱において大海人皇子が吉野を立てて東国に入り、東国の軍を徴発することによって勝利を得たことは著名である。この他、皇極2年(643)蘇我入鹿に滅ぼされた山背大兄王は東国への脱出をすすめられており、また天平宝字8年(764)の藤原仲麻呂の変において、仲麻呂が近江を経て東国へ行こうとしたことなど⁵¹⁾があげられる。そのいずれもが、東国の軍事力の帰趨が内乱の成否に関わっていることを示している。

律令国家の軍事の主力をなす東国が、前項でみた、東北地方における国家的な侵略戦争である「征夷」にいかにか重要な役割を果たしたのかに関して、資料を整理した表5と表6に再度目を向けてみよう。表5は、東北地方に送られる数多くの兵士、大量の甲・矢などの武器、船舶や糶・米・塩などの食料品、布・綿・襖などの布衣類を年代順に配列したものである。主として東海・東山・北陸道の諸国から、こうした兵士と武器・軍需物資が徴発されている。表6は、陸奥・出羽の城柵による軍事支配を強化するために強制的に移配された柵戸を史料によって年代順に並べたものであるが、これまた主として東海・東山・北陸道の諸国から移配されている。二つの表を対比すると、東海道・東山道・北陸道の諸国のなかでも、坂東八国が目立っている。

そこで坂東八国の軍事の国としての特徴をさらに明らかにするために、表7を作成してみた。この表における柵戸、兵士、武器・軍需の欄の数字は、表5・表6のなかで東海・東山・北陸道の諸国が柵戸の移配、兵士徴発、武器・軍需品徴発において何件記されている

表7 東海・東山・北陸諸国の軍事負担

国	柵	兵	武器	防	国	柵	兵	武器	防
	戸	士	器・軍需	人		戸	士	器・軍需	人
伊賀	4	1	5		近江	4	1	5	
伊勢	4	2	5		美濃	4	2	5	
志摩	4	1	5		飛騨	4	1	5	
尾張	5	1	6		信濃	8	3	6	○
参河	4	2	6		上野	11	10	12	○
遠江	4	3	5	○	下野	9	10	13	○
駿河	5	3	6	○	陸奥	6	2	9	
伊豆	4	1	6	○	出羽	3	1	7	
甲斐	5	3	6	○	若狭	4	0	3	
相模	9	8	14	○	越前	7	1	4	
武蔵	9	9	14	○	能登	7	1	5	
安房	7	6	12	○	越中	5	1	5	
上総	9	7	14	○	越後	9	1	8	
下総	7	9	16	○	佐渡	4	0	5	
常陸	9	10	15	○					

かを示している⁵²⁾。表5・表6の記事のなかで国名が記されず、例えば表5の史料20の「東海・東山二道諸国」の場合は、東海・東山道に属する国すべてを1件とした⁵³⁾。また防人の欄は東国防人出身国を○印で示している。

まず柵戸移配については、他国が4件ないし5件であるのに、坂東8国は7～11件と多いが、信濃と越前・能登・越後の4国もこれとほぼ同じ傾向である。この4国は、淳足・磐舟・出羽柵など越ないし越後北部に造られた城柵に接する国として、柵戸移民が坂東諸国とともに多く割当てられたものとみられる。しかし、兵士徴発と武器・軍需の欄では、坂東八国だけが兵士6～10件と武器・軍需12～16件で、坂東以外の国のそれぞれ3件以下と9件以下（陸奥・出羽・越後の城柵設置国を除けば6件以下）に比べて、極端に高い頻度である。筑紫への防人派遣においても、坂東諸国を中心とする東国13国であった。

要するに表7を作成することによって、坂東八国の軍事負担が7世紀中葉から9世紀初頭にかけて特に莫大であったことが明確となった。この事実とともに注目されるのが、坂東という地域の成立である。坂東の名称の初見は、表5にあるように神亀元年(724)の「坂東九国」であり、その後も坂東・坂東八国・坂東諸国の地域名称が頻出している。そのなかでも特に延暦7年(788)の歩騎52800余人の徴発に際して、「東海・東山・坂東諸国」⁵⁴⁾と徴発対象国を記しており、坂東諸国が東海道と東山道に属するにもかかわらず、他の東海・東山諸国と分離させて記されているのに着目したい。「征夷」における軍事負担にあって、坂東八国が東海・東山・北陸道諸国のなかで特別視されていることを明白に示している。したがって、8世紀前半における東国のなかでの坂東⁵⁵⁾という広域の地域単位は、陸奥・出羽における対蝦夷の戦争と直結して、その軍事のための兵士・柵戸・物資の供給地、律令国家の軍事基地としての性格付与によっ

て成立したものとと言える。

このような坂東八国の律令国家における軍事基地としての特性という観点から、7世紀後半から8世紀にかけての渡来人東国移住記事をまとめた表8をみると、移住先の国名が記される20件のうち、坂東八国が14件と70%を占めることをこれに関連づけて解釈しうると考える。すなわち、坂東諸国への渡来人集団が移住先で水田・種子・食料を支給されたり、高麗郡や新羅郡を建郡したりしているのは、律令国家による軍事基地坂東の人口と経済力の拡充政策と考えることができよう。律令制以前の畿内地方における地域の開発と整備に果たした渡来人の役割を、この段階で東国とくに坂東地方において期待したものであろう。

国家の軍事基地としての坂東諸国は、「軍役あるに属する」⁵⁶⁾とあり、中央政府が坂東八国を軍役国として把握していたのである。この軍役の負担は、表5に明らかなように8世紀後半、特に38年戦争時に著しい。宝亀11年(780)の戦争勃発直後の5月、坂東諸国と能登・越中・越後の諸国に対して糶3万斛の準備が命令され、7月には坂東軍士が徴発されて陸奥国多賀城に集められるとともに、下総国6000斛、常陸国1万斛の糶が陸奥の軍所に送られ、翌年2月には相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸の諸国から糶10万斛が同じく軍所へ送られた。さらに延暦7年(788)3月には東海・東山・北陸諸国に糶23000余斛と塩、東海・東山・坂東諸国に歩騎52800余人の徴発が命じられている。

この比類をみない莫大な食料調達は、坂東諸国の経済に深刻な打撃を与えたものと考えなければならない。また歩騎52800余人の徴発は、前述したように東海・東山道に属しながら分離して記された軍役国としての坂東諸国が中心となったとみて間違いなからう。坂東諸国の歩騎の割当数は不明であるが、半数とみれば26400余人となり、東海・東山・坂東に

表8 東国移住の渡来人

番号	年 月	記 事 内 容	出典
1	斉明6年(660)10月	唐の俘100余人,今美濃国の不破・片縣2郡の唐人等なり	書紀
2	斉明7年(661)	唐の俘106口を近江国の壱田に居く	書紀
3	天智4年(665)2月	百済の百姓男女400余人を近江国神前郡に居く	書紀
4	天智5年(666)	百済の男女2000余人を東国に居く	書紀
5	天武4年(675)10月	唐人30口を遠江国に置く	書紀
6	天武13年(684)5月	百済の僧尼・俗人男女23人を武蔵国に置く	書紀
7	持統1年(687)3月	高麗56人を常陸国に居く	書紀
8	持統1年(687)3月	新羅14人を下毛野国に居く	書紀
9	持統1年(687)4月	新羅の僧尼・百姓男女22人を武蔵国に居く	書紀
10	持統2年(688)5月	百済の敬須徳那利を甲斐国に移す	書紀
11	持統3年(689)4月	新羅人を下毛野に居く	書紀
12	持統4年(690)2月	新羅の韓奈末許満等12人を武蔵国に居く	書紀
13	持統4年(690)8月	新羅人等を下毛野に居く	書紀
14	霊亀1年(715)7月	尾張国の人席田君迹近と新羅人74家を美濃国に貫し,席田郡を建つ	統紀
15	霊亀2年(716)5月	駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の7国の高麗人1799人を武蔵国に遷し高麗郡を置く	統紀
16	天平5年(733)6月	武蔵国埼玉郡の新羅人徳師等53人,金の姓	統紀
17	天平宝字2年(758)8月	新羅の僧尼34人,男女40人を武蔵国の閑地に移し,新羅郡を置く	統紀
18	天平宝字4年(760)4月	新羅の131人を武蔵国に置く	統紀
19	天平宝字5年(761)1月	美濃・武蔵の2国の少年各20人に,新羅を征すため新羅語を習わす	統紀
20	天平神護2年(766)5月	上野国の新羅人子午足等193人に吉井連の姓を賜う	統紀
21	宝龜11年(780)5月	武蔵国新羅郡人沙良真熊等2人に広岡造の姓を賜う	統紀

3等分されたとすれば17600余人となる。この時期の坂東諸国の軍団数と兵士数は不詳であるが、弘仁4年(813)以前における大宰府管内の筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の6国で、軍団数18、兵士数17100人とされている⁵⁷⁾ので、坂東八国はそれより若干数多かったのではないかとみられる。したがって、この歩騎徴発にあたって軍団の兵士だけでは不足したためか、「弓馬に堪える者」と「常陸国の神賤」まで動員されていることが知られる。坂東の軍事力が根こそぎ徴発されたものであり、これまた食料調達以上に坂東人に過重な負担と犠牲を強いるものであったと考えられる。

こうした「征夷」に関わる苛酷な軍役と軍需品徴発に対して、8世紀後半の坂東では明らかに反政府行動とみられる動きが目立って多くなる。その一つは宝龜3年(772)に起こった下野国百姓870人の陸奥国への集団逃亡で、

「課役を避け」るためと、下野国側から太政官への報告に逃亡の理由が述べられている⁵⁸⁾。その二は正倉・国分寺等の火災、いわゆる神火事件である。表9は正史等に見える神火記事を年代順に整理したものであるが、その大部分が8世紀後半から9世紀前半にかけての坂東諸国であるのは、塩沢君夫が早く指摘して佐伯有清が後に同意した⁵⁹⁾ように、「征夷」のための苛酷な軍事負担に関わって、在地の郡司・土豪・農民による中央政府への抵抗の現われと解することができる。ことに表9史料3の下野国の正倉火災は、前記した集団逃亡のわずか4ヶ月足らずの後に起こっており、二つの事件が連動しているものとみられる。

なお、8世紀段階における律令国家の軍事基地、軍役国としての坂東ないし東国の地域的特徴は、律令制以前に遡るので、この点を確かめておきたい。律令制以前に天皇・皇族の側近につかえ、宮室を守護する舎人軍の供

表9 正倉・国分寺等の火災記事

番号	年 月	国 郡	被 害	備 考	出 典
1	神護景雲 3年(769) 8月	下総国援嶋郡	穀6,400余斛		続紀
2	神護景雲 3年(769) 9月	武蔵国入間郡	正倉 4 字, 糶穀10,513斛 5 斗	神火, 出雲伊波比神の祟り	寧楽遺文
3	宝亀 4 年(773) 2月	下野国	正倉14字, 穀糶23,400余斛		続紀
4	宝亀 4 年(773) 6月	上野国緑野郡	正倉 8 間, 穀類334,000余束		続紀
5	宝亀 5 年(774) 7月	陸奥国行方郡	穀類25,400余斛		続紀
6	弘仁 7 年(816) 8月	上総国夷澁郡	正倉60字, 准額570,900束	税長久米部当人の放火	類聚国史
7	弘仁 8 年(817)10月	常陸国新治郡	不動倉13字, 穀9,990石		類聚国史
8	弘仁 9 年(818) 1月	出雲国	宮物		類聚国史
9	弘仁10年(819) 2月	相模国	金光明寺		類聚国史
10	弘仁10年(819) 8月	遠江・相模・飛驒国	国分寺		類聚国史
11	承和 2 年(835)	武蔵国	国分寺	神火	続後紀
12	承和 2 年(835) 3月	出雲国	官舎		類聚国史
13	承和 2 年(835) 3月	甲斐国	不動倉 2 字, 器状屋 1 字		類聚国史
14	承和 3 年(836)	伊豆国	国分法華寺		三代実録
15	貞観13年(871) 4月	因幡国	兵庫		三代実録
16	承平 3 年(933)以前	丹波国	倉稲	院守丹波本見の放火	政事要略
17	貞元 1 年(976) 1月	陸奥国	不動穀倉21字	神火	日本紀略

※佐伯有清『新撰姓氏録の研究 研究篇』293頁の表, 青木和夫等校注『続日本紀三』581頁の表に加筆修正。

給源が、駿河・信濃以東の東国であることは、直木孝次郎によって指摘されている⁶⁰⁾。また蘇我蝦夷・入鹿の飛鳥甘榜岡の家は、上の宮門、谷の宮門と称して天皇の宮殿になぞらえた建物で、常に50人の兵士に護衛されていた。その兵士は「東方のしとべ」と呼ばれた。天皇と同じように東国の国造の子弟等で構成される舎人軍に警備させていたのである。さらに遡って辛亥年(471年)で始まる文字銘を刻んだ埼玉県稻荷山古墳出土の鉄剣には、8代の系譜をもつこの地の有力豪族オワケ臣が、杖刀人の首としてワカタケル大王(雄略)に奉事し、天下を左治したと記している。大和政権を支える坂東の軍事力の存在を誇示しているものと解される。

8世紀中葉における東国防人軍が令制以前の国造軍の軍事組織の遺制をとどめていたことは、岸俊男により指摘されている⁶¹⁾。その東国の国造軍が朝鮮半島などの外征に関わった記録は見当たらないが、壬申の乱に動員された東国軍は、国制・軍団制成立以前であるか

ら、国造など地方豪族の率いる国造軍であったとみられ、その軍事力が乱の勝敗を決定するほど強力であった。こうした令制以前における東国の強力な軍事力の存在から、国造など地方豪族の領域支配の確かさを導き出すことができるとすれば、孝徳朝から天武朝にかけての東国の地域状況を次のように理解できるであろう。まず蘇我氏をクーデターで倒した改新政府が、政権直轄地である倭国六御県(高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布)とともに、東国へ使者(国司朝集使)をたびたび派遣したのは、強力な軍事の国、東国を取込み、新政府への協力を最初に取付けたのではないか。つづいて足柄岳坂より東へ東国惣領を派遣し、クニから評へと地方行政組織を変更させる。さらに天武12年(683)から翌々年にかけて、伊勢王等を全国へ派遣して国境確定事業を進めた時には、東国へは念を入れて二度にわたって使者を送っている。それらはすべて古代国家の軍事基地としての東国を重視したあらわれであると考えられる。

IV. おわりに

7世紀中葉から8世紀にかけての律令国家の形成と確立期における日本の地域問題を、宮都と畿内、隼人国と南九州地方、蝦夷国と東北地方、東国・坂東について、主として政治状況に焦点を合わせて検討してきた。まず畿内については、宮都の所在と関連して宮都周辺を国家の直轄地とした広域行政区域で、四至に防禦的施設を設けて軍事的性格が強いこと、畿内のなかで大和は宮都の所在国として宮都に準ずる地ないし宮都そのものとみなされる特別行政区であったことを示した。次に南九州地方は、隼人国に対する律令国家の軍事的侵略が城柵設置と柵戸移民を伴いながら進められ、薩摩国・多禰島・大隅国が建置されるが、8世紀後半まで軍事支配体制が維持され、郡里(郷)制と公地公民制が貫徹されず、班田制が未施行で朝貢服属体制がとられた。蝦夷国と東北地方については、南九州地方より早く7世紀中葉から軍事的侵略が城柵設置と柵戸移民を伴いながら進められ、特に8世紀に入ってから律令国家の総力を投入した軍事行動となった。新領土に国郡制支配が拡大されて蝦夷郡・近夷郡が建置される。しかし、その戦争は9世紀初頭まで継続したため、里(郷)編成が容易に進まず、墾田収公も行われず、社会的にも不安定な状況が続いた。最後に東国・坂東地域については、「征夷」に関わる多数の兵士・柵戸の徴発、武器・食料・布衣などの莫大な軍需品調達が坂東八国に課せられ、坂東が律令国家の軍事基地、軍役国であったことを明らかにした。また8世紀後半には過重な軍事負担に対して坂東諸国で反政府行動が存在したこと、古代国家の軍事基地としての坂東・東国の地域性は律令制以前に遡ることにも言及した。

7・8世紀の日本の地域問題は、ここでとりあげなかった地域についても検証が必要であり、さらに南九州の隼人国において日向・

薩摩・大隅・多禰島の間にもどのような地域差があったのかという地域の内部構造、またそれが7世紀から8世紀の間にもどう変容したのか、あるいは各地の経済問題など、積み残した課題は多い。後日を期したい。

(専修大学文学部)

(注)

- 1) 澤田吾一(1927):『奈良朝時代民政経済の数的研究』富山房, 152・285頁。
- 2) 鎌田元一(1984):日本古代の人口について, 木簡研究, 6, 131~154頁。
- 3) 佐伯有清(1973):『新撰姓氏録の研究 研究編』吉川弘文館, 33~34頁。
- 4) 『日本書紀』の引用は、岩波書店刊行の日本古典文学体系本による。以下同じ。
- 5) 関 晃(1954):畿内制の成立, 山梨大学学芸学部研究報告, 5, 61~67頁。大津 透(1993):『律令国家支配構造の研究』岩波書店, 3~74頁。
- 6) 西本昌弘(1984):畿内制の基礎的考察, 史学雑誌, 93-1, 37~68頁。浅野 充(1994):古代国家と宮都・畿内・畿外(荒木敏夫編『古代王権と交流5 ヤマト王権と交流の諸相』名著出版), 321~343頁。
- 7) 吉川 聡(1996):畿内と古代国家, 史林, 79-5, 43~77頁。
- 8) 『日本書紀』持統6年9月辛丑条。
- 9) 『続日本紀』天平元年11月癸巳条。以下『続日本紀』は岩波書店刊新日本古典文学体系13『続日本紀一~四』, 宝亀7年以降は吉川弘文館刊新訂増補国史大系本による。
- 10) 『続日本紀』天平14年9月戊午条。
- 11) 前掲7) 47頁。
- 12) 佐々木高弘(1988):「畿内の四至」の防御地点としての性格について—閉塞の存在の可能性—, 歴史地理学, 142, 17~31頁。
- 13) 『日本紀略』延暦14年8月己卯条。
- 14) 『日本書紀』天智6年11月是月条。この高安城は大宝元年(701)に廃止された。
- 15) 『日本書紀』天武8年11月是月条。
- 16) 『大日本古文書四』81~82頁。
- 17) 『続日本紀』延暦5年9月乙卯条。
- 18) 多禰は多禰・多禰ともみえるが、本文では多禰に統一する。

- 19) 前掲9)『続日本紀一』20頁。
- 20) 井上辰雄(1974):『隼人と大和政権』学生社, 136頁。
- 21)『続日本紀』和銅6年7月丙寅条。
- 22)『続日本紀』養老4年6月戊戌条。
- 23) 中村明蔵(1977):『隼人の研究』学生社, 159~179頁。
- 24) 吉田東伍(1971):『増補大日本地名辞書 第四卷 西国』富山房, 604頁。
- 25) 前掲20), 151~159頁。
- 26) 近藤瓶城編(1902):『改定史籍集覧』第27冊, 近藤活版所, 108~110頁。
- 27) 蝦夷国の名称は『日本書紀』崇峻2年7月壬辰条, 同齊明5年3月是月条, 同年7月戊寅条にみえる。
- 28)『日本書紀』大化2年是歳条。
- 29)『日本書紀』大化3年是歳条。
- 30) この他, 磐舟郡山家郷は信濃国筑摩郡と小県郡に同名郷があり, 沼垂郡賀地(加知)郷は越前国丹生郡に可知郷があるので, いずれも柵戸集団の痕跡と考えられよう。
- 31)『日本書紀』皇極元年9月癸酉条。
- 32)『日本書紀』齊明元年7月己巳条。
- 33)『日本書紀』持統3年正月丙辰条。なお, 文献にはみえないが, 桑原滋郎によると, 仙台市の郡山遺跡と古川市の名生館官衙遺跡とが, 7世紀中葉ないし7世紀末の官衙・城柵である。桑原滋郎(1992):『城柵を中心とする古代官衙(須藤 隆ほか編『新版 古代の日本 9 東北・北海道』角川書店), 210~211頁。
- 34)『日本書紀』齊明5年3月是月条。
- 35)『続日本紀』和銅2年7月乙卯条・丁卯条。
- 36)『続日本紀』和銅元年9月丙戌条。
- 37)『続日本紀』和銅5年9月己丑条。
- 38)『日本後紀』弘仁2年閏12月己亥条。
- 39)『日本書紀』天武11年4月甲申条。
- 40)『続日本紀』靈龜元年10月丁丑条。
- 41)『続日本紀』天平2年正月辛亥条。
- 42)『続日本紀』靈龜2年9月乙未条。
- 43)『続日本紀』養老5年6月乙酉条。
- 44)『続日本紀』延暦元年5月甲午条。
- 45)『続日本紀』延暦2年6月丙午条。
- 46)『日本後紀』弘仁2年正月甲子条。
- 47) 前掲38)。
- 48)『続日本紀』宝龜元年4月癸巳条。
- 49)『続日本紀』神護景雲3年10月乙未条。
- 50) 岸 俊男(1966):『日本古代政治史研究』塙書房, 289~316頁。
- 51) 9世紀初頭の葉子の変にあっても, 平城上皇が東国に入ろうとして失敗している。
- 52) このうち東海道の安房国と北陸道の能登国は, とともに養老2年(718)5月にそれぞれ上総国と越前国から分置されたが, 天平13年(741)12月に廃止され, さらに天平宝字元年(757)5月に再置されている。したがってこの2国については, 表7の作成にあたってこの建置事情を考慮し, 表5・表6のなかで建置以前と廃止期間に上総国・越前国名がみえる場合は, 上総国・越前国とともに安房国・能登国も1件と数え, 分置期間と再置以後では, 安房国・能登国の国名が記される場合のみ1件とした。
- 53) 武蔵国は宝龜2年(771)に東山道から東海道へ所属が変更している。この点も考慮して表7を作成した。
- 54)『続日本紀』延暦7年3月辛亥条。
- 55) 東国・あづま・坂東などの地域名称についてはこれまで数多くの論及があり, 最近では荒井秀規が律令制以前のこの問題について発言しているが, 本稿ではこの問題には立ち入らない。荒井秀規(1994):『東国』とアヅマ・ヤマトから見た「東国」- (関 和彦編:『古代王権と交流 2 古代東国の民衆と社会』名著出版), 27~68頁。
- 56)『続日本紀』延暦2年6月辛亥条。
- 57) 高橋 崇(1963):『律令兵制における軍団数と兵士数』, 『続日本紀研究』, 10-4・5, 86~94頁。
- 58)『続日本紀』宝龜3年10月戊午条。
- 59) 塩沢君夫(1958):『古代専制国家の構造』御茶の水書房, 191~222頁。前掲3), 276~297頁。
- 60) 直木孝次郎(1968):『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館, 107~135頁。
- 61) 前掲50)。